

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和4年

第3回東栄町議会定例会

会 議 録

(第1日)

令和4年9月6日(火)

令和4年第3回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和4年9月6日(火) 開会 午前10時00分
散会 午後 2時24分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 村上孝治	副町長 伊藤克明
教育長 佐々木尚也	
総務課長 伊藤太	税務課長 藤田智也
住民課長 伊藤仁寿	福祉課長 亀山和正
経済課長 佐々木豊	建設課長 原田経美
教育課長 青山章	医療センター事務長 前地忠和

公務により欠席 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸

令和4年第3回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 認定案第 1号 令和3年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 2号 令和3年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 3号 令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 4号 令和3年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定案第 5号 令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定案第 6号 令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定案第 7号 令和3年度東栄町医療センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定案第 8号 令和3年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定案第 9号 令和3年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定案第 10号 令和3年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定案第 11号 令和3年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定案第 12号 令和3年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定案第 13号 令和3年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 議案第 59号 東栄町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 60号 東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 61号 東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 2 議案第 6 2 号 東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号 東栄町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 6 4 号 令和 4 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 5 議案第 6 5 号 令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 6 6 号 令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 7 議案第 6 7 号 令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 8 議案第 6 8 号 令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 9 議案第 6 9 号 令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 0 議案第 7 0 号 東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について
- 日程第 3 1 選挙第 1 号 北設広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 3 2 報告第 1 0 号 令和 3 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 3 3 報告第 1 1 号 令和 3 年度東栄町一般会計継続費精算報告書について

—— 開 会 ——

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和 4 年第 3 回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にご配付した日程のとおりでございます。

—— 会議録署名議員の指名 ——

議長（原田安生君）

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、3 番、伊藤真千子君、6 番森田昭夫君の 2 名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お手元にご配付してあります会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局（長谷川伸君）

会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和4年第3回東栄町議会定例会、会期日程は11日間でございます。本日9月6日火曜日、午前10時、本会議開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案、大綱説明、議案上程委員会付託。9月7日水曜日、休会。9月8日木曜日、午前10時、一般質問。9月9日金曜日から9月11日日曜日まで休会。9月12日月曜日、午前10時、決算特別委員会、付託案件審査。9月13日火曜日、午前11時、総務経済委員会、付託案件審査。午後1時、文教福祉委員会、付託案件審査。9月14日水曜日と15日木曜日、休会。9月16日金曜日、午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、本定例会の会期は本日から9月16日までの11日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの11日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしく御協力のほどをお願いします。

----- 諸般の報告 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第3「諸般の報告」を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、5番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤芳孝君）

それでは、議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る8月16日火曜日及び8月29日月曜日の両日、当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。8月16日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長。8月29日の出席者は、議

長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長です。令和4年第3回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、先ほど報告がありましたが、お手元に配付してあります、会期及び審議予定表のとおりです。付議事件につきましては、認定案13件、議案12件、選挙1件、報告2件でございます。初日議了を除く各議案につきましては、決算特別委員会及び常任委員会に審査を付託しますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが、今回の質問者は3名であり、9月8日木曜日、午前10時より開催いたします。続いて、陳情書等の関係ですがお手元にお配りしました陳情、請願等一覧表のとおり陳情4件、要望1件について個別に審査いたしました。審査の結果、受理番号5番は文教福祉委員会へ付託し、その他は議長預かりとしました。最後になりますが、令和4年第3回東栄町議会定例会につきまして、会期中御協力のほどよろしくお願いをいたします。以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議会事務局長。

議会事務局（長谷川伸君）

令和4年第3回東栄町議会定例会、諸般の報告を議長にかわりまして、御報告いたします。令和4年第2回定例会以降の行事等につきましては、お手元に諸般の報告として一覧表を配付させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から6月24日に5月分、7月28日に6月分、8月25日に7月分の報告があり、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては、事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。陳情書の取扱いにつきましては、先ほどの議会運営委員長の報告のとおりでございます。以上で諸般の報告を終わります。

――― 行政報告・町長提出議案大綱説明 ―――

議長（原田安生君）

次に、日程第4「行政報告」及び日程第5「町長提出議案、大綱説明」を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

改めましておはようございます。本日は、9月東栄町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には公私にわたり大変御多用の中、御参集を賜り厚く御礼

を申し上げます。9月定例会の開会にあたりまして、主な施策の取組状況などにつきまして、お時間をいただき報告をさせていただきます。まずは新型コロナウイルス感染症についてでございます。9月2日の議会全員協議会の挨拶の折にも触れさせていただきました。感染力の強いオミクロン株の影響によりまして7月から第7波という感染拡大が全国的に続いています。愛知県は8月5日からB.A.5対策強化宣言によりまして、感染拡大に取り組んでまいりましたが、新規感染者数は7日間平均値が1万3,000人程度で高止まり、病床の使用率も70%を超え、大変厳しい状況が続いており8月31日までとしておりましたこの対策強化宣言の期間を9月30日まで再度延長しております。当町におきましても、比較的感染者が少ない状況でございましたが、8月に入り他の地域と変わらない状況となりました。新規感染者を8月23日発表分で1日最多となる15名の感染者がございました。8月の16日からは、毎日陽性者が発生し8月の感染者は99名に達しております。残念ですが9月に入ってから感染者が報告されており、東栄町の感染者数は9月の5日現在、166名となっております。感染拡大防止や重症化予防のためのワクチン接種につきましては、8月末現在12歳以上の3回目の接種率は82.6%、4回目の接種率は44.8%となっており、そのうち60歳以上の4回目の接種率は65.3%でございます。ワクチン接種につきましては、4回目の接種も順調に進んでおるところでございますが、残念ながら最近の感染者数は10代の子供、10代未満の子供の感染者が大変増えております。ワクチン接種の御案内をしているところではございますが、まだ接種されていない方がございます。予約をして接種をぜひお願いしたいと思っております。町としましても、引き続きワクチン接種に係る情報を周知し、接種率向上に努めてまいりたいと考えております。厚生労働省によれば、オミクロン株対応ワクチンの接種を予防接種法に基づくものにする 것을検討しております。各自治体に対して、オミクロン株対応ワクチンの接種体制確保に係る方針が示されました。まだ対象者や接種方法は国で審議中でございますが、準備を進めていく必要があるというふうに考えております。現時点では、初回接種を完了した全てを対象するようでございます。速やかな回収を見込んでおりますので、詳細等がわかり次第必要経費等の補正予算を計上し、しっかりと準備をしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。そして医療センターの現状ですが、感染拡大に伴い発熱外来、PR検査等でございますが大変増えてございます。また、コロナワクチン接種も引き続き行っていただいておりますので、日常の外来診療に加え、コロナ対応にも万全を期していただいておりますが、感染リスクを伴う医師及び関係者の皆様には心より本当に感謝を申し上げたいと思っております。先ほどお話ししたとおりB.A.5対策強化宣言についても9月末まで延長されました。県内においても減少傾向にはございますが、引き続き高い水準で感染者の確認がされており大変厳しい状況が依然続いております。町民の皆様には今一度感染防止対策より強く意識していただきまして、対策強化宣言に基づく対策の一層の強化徹底をお願いしたいと思っております。次に御承知のように世界経済の混乱による原油価格や物価高騰の影響を受けた地域経済の活性化につきましても、交付金等を活用して取り組んでまいります。東栄町プレミアム付商品券ありがっさま券につきましても、紙の商品券とデジタルの商品券の二つの販売をさせていただきます。どちらの販売価格も5,000円にプレミアム分の40

%を補助します。7,000 円の商品券を紙の商品券で6,000 冊、デジタルの商品券で6,000 口、8,400 万円分を用意いたします。第1弾は、町内にお住まいの方のみへの販売でございます。紙デジタルとともに1人当たり5冊、5口に25,000円分までであります。プレミアム部分は10,000円がつくということでございます。紙の商品券デジタル商品券、どちらかを選択して購入をいただくということで、両方購入は出来ません。デジタル商品券は10月1日からの販売となります。今回初めての取組となるわけです。また第2弾として4,000口、2,800万円分をですね、これ第2弾はプレミアム率30%の予定であります。用意をさせていただきます。第1弾の購入状況を勘案し予定では町外の方の購入も検討してまいりたいと思っております。第1弾と第2弾分を合計しますと、全体で1万6,000口冊で総額1億1,200万円を用意いたしております。できるだけ多くの皆さんに活用してもらえよう対応してまいります。第1弾については、チラシ等での周知を既に行っておりますが、デジタル商品券購入の説明会は今月の12日、花祭会館で行わせていただきます。なお不明な点等がございましたら、役場経済課、商工会、観光まちづくり協会にお問合せをいただくとありがたいと思っております。それから原油価格等その他の対策にも支援策を準備しております。こうした事業を通じて飲食店小売店などの販売促進を整理するとともに、交流人口の増により地域経済の活性化を図ってまいります。また長引く物価高騰への対応についても、国からの交付金配分などを踏まえて追加対策を状況に応じて検討してまいりたいと思っております。それから国の動きですが8月31日に、皆さんの報道等も承知かと思いますが各省庁の2023年度の概算要求が締め切られ一般会計の総額は110兆円超えとなりました。防衛費が過去最大になったことや新型コロナウイルス対策とともに国債費の増額や高齢化に伴う社会保障費の自然増が主因とされておるところでございます。年末に閣議決定される当初予算案は、歳出総額が11年連続で過去最大を上回る公算が大きいとされております。来年4月に創設されます「子供家庭庁分」として移管する子育て支援などを含めると自主的に最大規模となる様でございます。特に岸田政権においては、新しい資本主義実現に向け人・科学技術・イノベーション、スタートアップ、脱炭素・デジタルなどに予算を重点配分すると特に人への投資として、デジタル人材の育成や、学びなおしを支援する環境整備に重点を置いて取り組むとされております。また、私どもに関心の高い地方交付税の要求額は自治体に配る出口ベースでは、前年度予算比で0.8%増の18兆1,931億円となっております。国と地方の税財政改革、ご承知のように三位一体の改革で交付税が急減したとき以降で過去最高水準となっております。しかしながら安心は出来ずしっかりと分析によりまして、来年度の予算編成をしなければならないと感じておるところでございます。先ほど、議長の御挨拶がありましたように愛知県の総合要望につきましては、正副議長とともに昨日の9月5日に総務局、保健医療局、建設局を始め関係する各部局に要望活動をしてまいりました。地元の峰野県議にも御同行いただいております。暮らし続けられるまちの実現に向けて議会とともに町一丸となって諸施策に取り組んでいますが、財源及び人材確保が大きな課題となっております。現状を説明し御理解をいただき各事項の一層の御支援をお願いしてまいりました。特にこれからの我々の地域で課題となっております3町村で運営しております北設情報ネットワークに関する要望につきましては、北設楽

郡町村会としての要望活動も当然行っておりますが、私ども山間地域では、民間事業者によるサービス提供はなく、行政で維持するしかない状況でございます。山間地域は情報社会に乗り遅れないように設備機器の更新に要する経費に関する支援制度を創設など財政的支援をお願いをしてまいりました。今後、国に対しても要望活動を実施してまいります。また別の日であります但し県議会、建設委員会に副町長に出席をしていただきました。新城設楽建設事務所管内の道路を始めとする事業の説明と地元の道路状況を報告した後に、建設委員の先生方に御要望させていただいたところでございます。次に、デジタル化の推進でございます。総務省の令和4年度デジタル活用支援推進事業体験会として、もう既に皆様を御承知かと思いますが、ドコモショップ新城店にご協力いただきましてスマホ教室を各地区のおいでん家で開催をしております。スマホの基本的な使い方から様々な行政手続方法まで初心者でも安心してスマホの活用方法を学べる講習会であります。スマホを持ってない方もドコモでない方もですね、どなたも参加できるということでもあります。より多くの方に御参加していただくよう周知に努めてまいります。今後町民生活の利便性向上や行政運営の効率化において行政手続のオンライン化は必要不可欠でございます。また、総務省では、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指しております。7月末現在の全国平均交付率は45.9%、愛知県の平均交付率は45.6%でございます。当町においては36.9%、県下54市町村中53番目という状況でございます。町では引き続きカードの申請手続をお手伝いしてまいります。役場の窓口での休日の申請手続を行います。また改めて、期日を皆さんにお伝えしますので御利用いただきたいと思っております。マイナポイントも積極的に広報しマイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと思っております。次に、新診療所及び保健福祉センターについてでございます。2か年継続で整備をしてまいりました新診療所及び保健福祉センターも今月末をもって完成の運びとなりました。議会には2日の全員協議会で報告をさせていただきましたが、10月15日の土曜日、午前10時から竣工式を開催させていただきます。午後からは住民の皆様を始め一般公開をさせていただき予定となっております。東栄町の長年の懸案事項でありました医療問題、病院施設の老朽化問題、病院の人材確保、運営経営の問題など、この間皆さん方には大変御苦勞をかけたこととでございます。今になりますといろんなことが思い出されます。病院にかかる医療問題を施策を中心に置くとしても政争の具になると御指導をいただいた方がいたことも事実でございます。私も町職員と採用され35年約35年務めさせていただき、課長職も経験させていただきましたし、その後副町長の職を務めさせていただきました。この間町の様子、特に過疎化が進み人口は激減し少子高齢化も進行し、事業所、商店等も少なくなり以前と違う町の状況は誰が見ても分かる状況でございます。今までのような変わらない取組を続けることには限界があることは、少なからず皆様方も御承知のことだったと思っております。任期中に病院問題を道筋をつけない。つけなければならない。この地域に医療を残せない、また民間医療はなくなったことで、ますますそのことを意識してまいりました。過去にはなかったことが出来事としてリコールを含め起き大変残念な思いでありましたが、良識ある町民の皆様にお支えいただき、間もなく完成を迎えることが出来ますことは感無量でございます。皆

様には心から感謝を申し上げます。また議会の皆様におかれましても、御理解と御判断をいただき、こうして進められましたこと誠にありがとうございました。まだ一部で御理解いただけない方がございますが、しっかりと説明し今後の取組に生かしていきたいと思っております。今後は、完成するこの複合施設を有効に活用し関係者が連携し医療福祉、保健介護の地域包括ケアの推進に全力で進めてまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。また、東栄薬局様の御理解と御協力により、診療所に隣接する場所に移転をいただき、院外薬局としてお薬を処方していただけることになりました。心より感謝を申し上げますとともに、薬剤師としての地域の医療、保健に一層のお力添えをお願いしたいと思っております。新診療所は、ご承知のように本郷に移転し11月1日から診療が始まります。これも既に住民の皆様にご周知しておりますが、引っ越しのために診療所医療センターは10月27日28日29日の休日を挟み31日までが休診となります。また役場福祉課の社会福祉係、高齢介護係、健康推進係もですね、保健福祉センターに移転します。少しの間、御不便をおかけすることがあるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。またそれに伴い、新診療場及び保健福祉センターが本郷桜平に移転することに伴いまして、町営バスの運行も変わってまいります。まちなか線として診療場を中心に中設楽、本郷、下田を巡回するルートで運行させていただき、1回の運行で新診療所に3回立ち上げることができるようになります。なお、詳しいことを改めて周知をさせていただきたいと思っております。8月8日と9日には、東三河広域連合議会が開催されました。私も副管理者として出席をさせていただいたところがございます。提出議題は、令和3年度の一般会計歳入歳出決算と令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、東三河広域連合職員の育児休業等に関する条例一部を改正する条例について、業務委託であります航空写真撮影及びDMデータの修正業務の締結についてでありました。いずれも賛成多数で可決されました。また4名の方が一般質問をされております。内容等は東三河広域連合のホームページ、議会動画中継でご覧をいただけたらありがたいと思う。最後になりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況変化などに迅速に対応するとともに、暮らし続けられるまちの実現に向けて各種事業を着実に推進してまいりますので、議会の皆様、町民の皆様には、さらなる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、長くなりましたが、報告とさせていただきます。それでは引き続き本定例会に提出をさせていただいております。

議案等につきまして、簡略に御説明をさせていただきます。今議会に上程いたします議案等につきましては、令和3年度の決算認定は13件、議案が11件、選挙が1件、報告が2件でございます。合わせて27件を上程いたしますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。認定案第1号、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定から認定案第13号、令和3年度振草財産区特別会計歳入歳出決算認定についてですが、ご配付いたしております令和3年度決算に係る主要施策の成果報告書をご覧いただきたいと思っております。一般会計は歳入総額が44億5,547万円、歳出総額が41億7,104万8,000円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億2,901万9,000円です。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表します単年度収支は5,278万8,000円の黒字となりました。

単年度収支に実質的な黒字要素である基金積立金及び地方債の繰上償還金、今回はありませんが、これを加えまして自主的な赤字要素である積立金取崩しを差し引いた実質単年度収支額は1億7,803万3,000円の黒字となりました。財政分析指標についてですが、健全化判断比率の実質公債費比率は8.7で、昨年度より0.4ポイント下がります。また将来負担比率は、昨年度に引き続きゼロとなっております。地方債残高は、特別会計と合わせて53億5,943万5,000円であります。前年度に比べ2億2,847万2,000円の増となっております。経常収支比率は74.3%で、前年度と比較して1.9ポイント下がりました。引き続き経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減には努めていく必要があると思っております。各特別会計につきましても予算どおり執行でき問題はありませんでした。詳細については、先日の議会全員協議会で各担当課長から御説明をしたとおりでございます。次に、議案第59号東栄町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、国家公務員の職員のサービスの宣誓に関する政令の改正に伴い、宣誓書における面前での署名捺印を廃止するものであります。議案第60号、東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数緩和等の措置を講ずるためであります。次に議案第61号、東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い選挙運動において、公費負担する自動車借り上げ料等の単価を引き上げるものであります。議案第62号東栄町町営バス設置及び管理に関する条例の一部改正については、11月1日から東栄診療所、東栄保健福祉センターに乗り入れるバスを運行するために町営バスの運行形態を変更するとともに、運賃の改正をするものであります。議案第63号東栄町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正については、11月1日から予約バスの運行形態を変更することに伴い運賃の改正をするものであります。次に議案第64号、令和4年度一般会計補正予算第5号は7,917万7,000円を増額補正するものであります。今回につきましては、4月の人事異動を踏まえた人件費、新型コロナウイルスと物価高騰対策としての町創生臨時交付金事業及び国保保健福祉センター開所に向けて保健事業及び地域包括支援事業を国民健康保険特別会計へ移行するためのものが主なものであります。その他としましては、障害者自立支援給付費等の令和3年度精算に係る国庫負担金の返還金、食生活支援センター屋根修繕金 簡易水道、公共下水道事業、農業集落排水事業及び東栄診療所特別会計への繰出金、火葬及び霊柩車運転業務委託、林道事業に係る測量設計及び維持工事、森林環境譲与税関連事業、地域素材発掘周遊促進準備事業、町道橋梁補修工事、町道路線整備予備設計業務、急傾斜地崩壊対策事業負担金の増額が主なものでございます。これらに充てる歳入につきましては、森林環境譲与税、普通交付税、地方創生臨時交付金、県負担金及び補助金、繰越金等を見込むとともに地域支援事業負担金、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、小中学校給食費及び臨時財政対策債を減額するものであります。次に議案第65号、令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号は3,885万8,000円を増額補正であります。国保システム改修、保健福祉センター開所に伴う施設管理経費等、地域包括支援事業と健康増進事業の一般会計からの移行に対するものであります。議案第66号、令和4年度東栄町簡易水道特別会計

補正予算第3号は1,476万6,000円の増額補正であります。人事異動に伴う人件費の減額、月地区及び西菌目地区の配水管布設工事に対する増額並びに繰越金減額に伴う財源更正であります。議案第67号、令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第2号は56万8,000円の増額補正であります。人事異動に伴う人件費の増額等、繰越金減額に伴う財源更正であります。議案第68号、令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は6万9,000円の減額補正であります。これも人事異動に伴う人件費の増額と繰越金減額に伴う財源更正であります。次に議案第69号、令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第3号は265万9,000円の増額補正であります。人事異動に伴う人件費の減額と医師派遣委託料の増額です。選挙第1号、北設広域事務組合議会議員選挙については、任期満了に伴い組合議員の選出を求めるものであります。報告第10号、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。報告第11号、令和3年度東栄町一般会計継続費精算報告書については、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。以上でございます。詳細については副町長始め担当課長から説明をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。



議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了したい議案等がございますので申し上げます。日程第19、議案第59号「東栄町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、日程第20「議案第60号、東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第21「議案第61号、東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」以上3案件は、本日の議会審議の後、直ちに議了したいと思いますので、御了承の上、お願いをいたします。

----- 認定案第1号～第13号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第6、認定案第1号「令和3年度東栄町一般会計歳入歳出算認定について」から日程第18「認定案第13号、令和3年度東栄町振草財産特別会計歳入歳出決算認定について」までの決算認定案件13件を一括議題とします。説明については、各財産区特別会計6件を省略し残る7件について、各会計を通して一括でお願いをし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、認定案第1号から認定案第13号までについては一括議題とすることに決定しました。それでは一般会計及び特別会計7件について、執行部の説明を求めます。

(「議長、会計管理者」の声あり)

はい、会計管理者。

会計管理者 (伊藤知幸君)

認定案第1号、令和3年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について。決算書の2ページをご覧ください。歳入については収入済額、歳出については支出済額を款ごとに朗読させていただきます。歳入、1款 町税3億567万4,528円、2款 地方譲与税6,852万3,000円、3款 利子割交付金18万5,000円、4款 配当割交付金226万6,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金257万1,000円、6款 法人事業税交付金409万9,000円、7款 地方消費税交付金7,929万円、8款 環境性能割交付金582万3,473円、9款 地方特例交付金480万7,000円、10款 地方交付税20億1,736万4,000円、11款 交通安全対策特別交付金50万2,000円、12款 分担金及び負担金2,805万3,247円。次のページをお願いします。13款 使用料及び手数料5,886万4,200円、14款 国庫支出金3億2,461万1,821円、15款 県支出金2億5,085万2,471円、16款 財産収入154万3,616円、17款 寄附金1,360万6,807円、18款 繰入金1億9,671万円、19款 繰越金2億6,194万4,757円、20款 諸収入1億1,690万2,920円、21款 町債6億9,736万5,000円、次のページをお願いします。歳入合計44億5,546万9,840円。次のページをお願いします。歳出、1款 議会費4,332万6,534円、2款 総務費5億7,518万525円、3款 民生費6億7,582万930円、4款 衛生費10億2,864万6,995円、5款 農林水産業費2億9,676万4,357円、6款 商工費1億6,256万7,460円、7款 土木費1億8,614万1,883円、8款 消防費2億3,855万809円、次のページをお願いします。9款 教育費1億9,238万3,751円、10款 災害復旧費2,670万100円、11款 公債費4億108万3,674円、12款 諸支出金3億4,388万1,066円、13款 予備費0円、歳出合計41億7,104万8,084円。以上でございます。続いて151ページをお願いします

認定案第2号、令和3年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。収入済額と支出済額を朗読させていただきます。歳入、1款 国民健康保険料6,718万1,050円、2款 使用料及び手数料2万2,500円、3款 県支出金3億1,884万4,171円、4款 財産収入0円、5款 繰入金2億185万3,000円、6款 繰越金596万8,796円、7款 諸収入91万8,946円、8款 町債0円、歳入合計5億9,478万8,463円。次のページをお願いします。歳出1款 総務費159万3,513円、2款 保険給付費2億7,069万5,994円、3款 国民健康保険事業費納付金9,513万8,427円、4款 共同事業拠出金0円、5款 保健事業費1億7,530万6,512円、6款 基金積立金0円、7款 公債費0円、8款 諸支出金2,388万4,100円、次のページをお願いします。予備費0円、歳出合計5億6,661万8,546円。以上であります。次に176ページをお願いします。

認定案第3号、令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1款 後期高齢者医療保険料4,645万3,700円、2款 使用料及び手数料4,300円、3款 繰入金8,227万3,000円、4款 繰越金142万7,240円、5款 諸収入16万3,400円、歳入合計1億3,032万1,640円。次のページをお願いします。歳出、1款 総務費380万

4,090円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,844万4,487円、3款 後期高齢者医療費5,508万7,088円、4款 諸支出金21万5,600円、5款 予備費0円、歳出合計1億2,755万1,265円。以上でございます。引き続きまして、189ページをお願いします。

認定案第4号、令和3年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1款 分担金及び負担金143万円、2款 使用料及び手数料5,796万9,240円、3款 国庫支出金500万円、4款 県支出金300万円、5款 繰入金6,789万6,000円、6款 繰越金2,879万6,088円、7款 諸収入10万2,882円、8款 簡易水道事業債1,730万円、歳入合計1億8,149万4,210円。次のページをお願いします。歳出、1款 総務費2,054万1,608円、2款 簡易水道事業費1億2,047万8,182円、3款 公債費5,128万2,132円、4款 予備費0円、歳出合計1億9,230万1,922円。歳入歳出差引不足額1,080万7,712円となります。このため、翌年度歳入歳出繰上充用金1,204万円で歳入不足を補填した。継続費通次繰越財源122万1,350円を含む。以上でございます。続きまして、204ページをお願いします。

認定案第5号、令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入、1款 分担金及び負担金117万円、2款 使用料及び手数料4,031万2,893円、3款 国庫支出金2,325万9,000円、4款 繰入金6,887万円、5款 繰越金1,163万6,373円、6款 諸収入0円、7款 下水道事業債1,420万円、歳入合計1億5,944万8,266円。次のページをお願いします。歳出、1款 下水道事業費、1億301万7,749円、2款 公債費5,932万995円、3款 予備費0円、歳出合計1億6,233万8,744円。歳入歳出差引不足額289万478円となります。このため、翌年度歳入歳出繰上充用金943万円で歳入不足を補填した。継続費通次繰越財源653万6,425円分を含む。以上でございます。次に、217ページをお願いします。

認定案第6号、令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1款 分担金及び負担金0円、2款 使用料及び手数料451万3,322円、3款 繰入金1,657万6,000円、4款 繰越金413万4,246円、5款 諸収入0円、6款 業集落排水事業債180万円。歳入合計2,702万3,568円。次のページをお願いします。歳出、1款 農業集落排水事業費1,421万8,373円、2款 公債費966万1,478円、3款 予備費0円、歳出合計2,387万9,851円。歳入歳出差引残額は314万3,717円となりますが、継続費通次繰越財源384万2,700円分を含め、69万8,983円分の不足となるため翌年度歳入歳出繰上充用金70万円で歳入不足を補填した。以上であります。続いて、228ページをお願いします。

認定案第7号、令和3年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について。歳入、1款 診療収入2億4,166万4,576円、2款 使用料及び手数料257万6,850円、3款 国庫支出金449万円、4款 県支出金1,427万2,000円、5款 繰入金4億4,822万円、6款 繰越金1,646万8,970円、7款 諸収入1,646万4,032円、歳入合計7億4,415万6,428円。次のページをお願いします。歳出、1款 総務費6億1,809万7,953円、2款 医業費8,607万4,093円、3款 公債費1,130万3,032円、4款 予備費0円、歳出合計7億1,547万5,078円。以上であります。

議長（原田安生君）

会計管理者の説明が終わりました。

議長（原田安生君）

申しわけありませんが、本日の議了をいただく案件ですが2件ほど落としてしまいました。日程第30、議案第70号「東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について」、日程第31、選挙第1号「北設広域事務組合議会議員の選挙について」この2案件を本日議了いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。追加で2案件がございます。それでは、会計管理者の説明が終わりましたので、これより案件ごとに質疑を行います。詳細の質疑につきましては、決算特別委員会の時に審査を行いますので、本日はどうしてもというところに限りお願いいたします。それでは、認定案第1号の質疑に入ります。歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

回答は委員会の席で結構ですので、ちょっと一つだけお聞きしたいことがあります。どうも私も役場の職員を離れてからボケてしまって決算書の見方がわからなくなりました。この中で予備費が例えばありますね、149ページの13款1の1、これ予備費が例えば、わかりやすく一つだけ言うと上から2段目に2款の2項の1目、22節、20万流用してますよね。わかりますか。上から2番目、1番上が3万2,000円流用して、次が20万、その次が5万円。下に行くとかいのが450万も流用してますよね。ここをチェックしてみたんです。例えば02, 02, 01の22、20万を例えて言うと、02, 02の20万っていうと総務費の徴税費75ページを見ていただくとわかりますが、75ページの22償還金利子及び割引料、ここに流用したことになってますよね、20万を。確かに備考欄には予備費流用額が20万と書かれております。22の償還金利子及び割引料に20万流用したにもかかわらず不用額が10万円残っていると書かれてますね、10万785円。そうすると20万の流用は必要なかったんじゃないかなと、こういうふうに見えるんですが、これ私の見方違いますかね。もし違っていけば、ここで即答していただいても結構ですし、もしあれだったら回答は、委員会の席でも結構です。お願いします。

議長（原田安生君）

それでは回答は委員会の時に。

6番（森田昭夫君）

これは例えばの話20万を例にとったんですが、他のところもそうなんです。他の例えば5万円もその下の458万流用したところ、ここでも100万余残っちゃったんですよ。不用額がよく見てくと。ですから全般的にとにかくこの一般会計にかかわらず、この流用の仕方というのが私はよくわかりません予備費の流用の仕方が。どうもわからなくなっちゃい

ましたので、ぜひともわかりやすく説明いただきたいなと思います。

議長（原田安生君）

その他どうですか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

本格的な質疑は委員会で行いますが、資料の提供を求めたいという点がございませう。成果報告書の67ページ。社会福祉協議会に関する報告なんですけれども、補助金の額のみの報告となっております。お隣66ページ訪問看護ステーションのようにですね、運営の実態と申しますか、実績を報告していただきたいというふうに申します。訪問介護ですとか、包括支援センターなどの重要な事業をされていると申しますので、訪問回数ですとかどのような方に利用されているかというようなこと、活動の成果を示していただきたいと思いますが、認識を伺います。

（「議長、1番」の声あり）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

67ページの社会福祉協議会の補助金をもう少し詳しい内容につきまして委員会の時に、資料提供をしたいと思っております。よろしく申します。

議長（原田安生君）

はい、その他ございませうか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

歳出全般ということ申しますので、成果報告書の25ページの経常収支比率、ちょっと歳入にも入るかもしれませんが、経常収支比率についてまたこちら資料提供をお願いしたいと思います。令和3年度の経常収支比率74.3%、平成29年度の97.8%と申しますと、大幅に改善しているという状況申しますけれども、その算出根拠となる資料をいただいた上で決算委員会に臨みたいと思っておりますが、認識を伺います。

議長（原田安生君）

はい。委員会の時に説明をするようにしておきます

1番（浅尾もと子君）

失礼いたします。口頭での説明何が含まれているというようなことではなくて、実際この数字を計算して算出したという最後ですね、計算の書類が欲しいという要望です。

議長（原田安生君）

はい、出せるようですので、よろしく申し上げます。他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で歳出を終わり、続いて歳入全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

いいですかね。以上で、認定案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定案第2号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、認定案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定案第3号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、認定案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定案第4号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、認定案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定案第5号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に認定案第6号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で認定案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定案第7号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

資料提供の要望であります。診療科目ごとの患者数や診療科目ごとの収支また医療センターで行っている訪問診療などの件数とですね、みなし訪問看護の件数など実績を伺いたいと思います。また委員会で資料いただけたらと思います。失礼しました。診療科目ごとの患者数、診療科目ごとの収支。訪問診療や往診や訪問診療ですね、みなし訪問看護などの実績件数が分かる資料であります。

議長（原田安生君）

事務長、よろしいですか。

医療センター事務長（前地忠和君）

可能な限り出しますが、診療科目ごとの収支というものは出せませんので、他のものについては出せると思いますが、それだけは出せませんので御了承ください。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

新城市民病院の病院改革プランなどで科ごとの収支が出ておりましたので、こちらでも可能ではないかと思って要望したものです。可能な限りでいただければと思います。以上です。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で、認定案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、日程第13「認定案第8号」から日程第18「認定案第13号」までの各財産区の特別会計歳入歳出決算認定についての6件は、一括して質疑をお願いします。

歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、認定案第8号から第13号までの質疑を打ち切ります。以上で、各会計の決算認定案件の説明及び質疑が終了しました。

----- 監査委員報告 -----

議長（原田安生君）

ここで、各会計全般の決算審査の結果につきまして、監査委員2番伊藤紋次君から報告をお願いします。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（伊藤紋次君）

それでは令和3年度各会計の監査報告をいたします。初めに令和3年度一般会計と各特別会計の決算につきましては、去る7月29日、8月1日及び5日の3日間にわたり、亀山幸夫代表監査委員とともに、決算審査を実施いたしました。この決算審査に当たっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」について計数に誤りがないか、財政運営は健全か、財産管理は

適切か、予算の執行は関係法令に従って効率的になされているか等に主眼を置き、予算現額及び歳入歳出額を諸帳簿と照合するとともに、担当課長からの説明を受けて審査いたしました。それでは、審査結果のうち主な点を報告いたします。全般的な経理や事務事業は、概ね適正に処理されてきました。なお、監査委員から包括的な意見を付しました。一般会計における実質単年度収支は、財政調整基金の積立額が増加したことの影響により、1億7,803万3,000円の黒字となりました。しかし、一般会計の財政力指数は0.18で財政力の弱い状態が続く中、経常収支比率は74.3%となりました。前年度から1.9ポイント低下し、また、公債費負担比率も昨年度の13.7%から12.7%に下がりましたが、引き続き、財政構造の硬直化に注意が必要であることを指摘しました。次に特別会計は、各会計とも独立採算の原則に沿った事業運営に努めること、そのためにも、受益者負担となる保険料や使用料の適正な設定を始め徴収率向上による財源確保に努められたいとの意見を付しました。今後、留意すべき事項として、引き続き条例規則等を遵守した効率的な事務執行に努めることを基本に、以下2点について、意見を付しました。1点目は、簡易水道、公共下水道、農業集落排水事業の特別会計について、予算の計上誤りにより決算に不足が生じ、繰上げ充用という結果となったことについては、職員の資質の向上を図るとともに組織の管理点検体制を再構築し、有効に機能するよう速やかに改めること。2点目は、予備費の充用について、引き続き、内容を精査し、事務手続を正確に行うこと。なお、予算の計上誤りにより予備費を多額に充用したことや年度末の予算利用については、予算執行の管理を適正に行うことの意見を付しました。なお、会計事務全般において、適宜適切でない事務処理が散見され、資料、報告書等の作成事務においても、注意力、洞察力に欠ける不適切なミスが見受けられましたので、今後は研修等を充実し、職員のスキルアップと組織のコンプライアンスの向上を図り、内部統制を強化されたい旨を指導しました。次に、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率等の審査については、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認めましたが、資金不足比率は簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計においては、一般会計からの繰入金を過少計上したため、資金不足により資金不足率不足率が生じました。今後も引き続き、慎重な財政運営を求める旨を付しました。なお、詳細は町長宛に提出いたしました「東栄町一般会計特別会計決算審査意見書」「財政健全化判断比率等審査意見書」の写しをご配付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。最後に、当町においては、仮称東栄医療センター、福祉保健センター整備の大型プロジェクトに着手され11月にはオープンします。今後、施設の維持管理、医療従事者及び診療助利用者の確保に努力し、採算性を重視した運営を目指して頂きたいと思えます。一般会計歳入の財源構成は、自主財源率22.4%、依存財源77.6%と依存型の財源となっています。歳出の経営経費状況は、義務的経費28.8%うち公債費が9.6%と高い割合で推移しています。町の人口減少に伴い、税収が減少していくことが想定されます。予算の執行に当たっては、財政の無駄を省くことはもちろんのこと、制度の点検と改善を進め公共施設への過重な負担も見直す必要があります。まちづくりの基本理念であります「暮らし続けられるまちを未来につなぐこと」を目標に町民、町、議会が一体となって「幸せを実感できる最先端の田舎」

を創造していくことを願っています。以上で監査報告を終わります。

議長（原田安生君）

監査委員による令和3年度各会計全般の決算審査意見書の報告が終わりました。

―― 議案第59号 ―――

議長（原田安生君）

次に日程第19、議案第59号「東栄町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第59号、東栄町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について。提案理由は、国家公務員のサービスの宣誓に関する政令の改正に伴い、行政手続等における事務の効率化及び利便性の向上を図るため改正する必要があるから条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。1枚はねていただいて、新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、第2条と別記様式の改正でサービスの宣誓の際に対面及び押印を不要とし、宣誓書を任命権者に提出することに改正をいたします。これに伴い別記様式も押印の部分を、削除いたします。議案に戻っていただいて、附則、この条例は公布の日から施行する。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

今回のこの一部改正に特に反対じゃないんですが、言ってみれば事務の効率化及び利便性の向上を図るためということですので、是非ともやるべきなんですが、実はある役場の担当の課に行って手続をした時に、まだ印鑑をつかなきゃいけない書類がたくさんあるんですね、まだこの他のところにも。担当課は御承知だと思うんですが、私が嫌みを言ったんですよ。警察行っても今どき印鑑なんか要らなくなったという、署名だけでもできるのにまだ印鑑がいるのかいと。嫌味をいったところ、まだ役場ではやってないんですよという話で担当の課は御承知だと思うんですが、そういった書類がまだ役場の一般的な事務の中にたくさんあります。そういったものも一斉に見直すべきだと思うんですが、その気があるかどうか。こればっかじゃなくて、他のところもやっぱり見直すべきだと思うんで

すが、そういった気持ちがあるかどうかお伺いしたいと思います。

議長（原田安生君）

関連質問になってしまいますが、この議案にはそぐわないので。また違うところで、お願いします。他ありませんか。

（「なし」の声あり）

説明が終わりました。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 59 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

—— 議案第 60 号 ——

議長（原田安生君）

次に、日程第 20、議案第 60 号「東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 60 号、東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。2 枚はねていただきまして、提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業の取得要件緩和等の措置を講ずるため、改正する必要があるから、条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。新旧対照表の 7 分の 1 ページをご覧ください。まず、2 条の改正ですが第 4 号で、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が 1 歳 6 か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き、任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員の子が、出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合は、この出生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日までと要件を緩和いたします。7 分の 3 ページから 7 分の 5 ページをお願いします。第 2 条の 3 の改正ですけども、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 1 歳 6 か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定を整備いたします。7 分の 5 ページから 7 分の 6 ページをお願いします。第 2 条の 4 の改正ですけども、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 2 歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定を整備いたします。7 分の 6 ページ、

7分の7ページをお願いいたします。第3条の改正ですが、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、子を養育するための計画を任命権者に申出た場合の再度取得に係る規定を削除し、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備いたします。7分の7ページの第3条には、育児休業の承認を受ける期間を、この出生の日から57日間と定めるものです。今回のこの一部改正は、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うために改正するものであります。議案に戻っていただきまして、附則、この条例は令和4年10月1日から施行する。説明は以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

確認のため伺いたいと思います。今回の条例改正ですね、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業の取得要件緩和等の措置を講ずるために行うというものでありまして、職員の皆さんの育児休業を取りやすくなるということで、よい改正なんだというふうに理解しております。確認のため伺いたいんですが、性別、職員の方の性別ですとか非常勤や常勤などそういった立場の違いなどで逆に不利益になるような変更は含まれていないかという点を伺いたいと思います。人によっては、回数、育休の取得回数ですとか日数などで、逆に不利益になるというようなことは一つも含まれていないかということを教えてください。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

性別によって変わる点ですけども、出産されるのは女性職員ですので、出生から8週間は、産後の休暇、特別休暇、こちらの方が優先されます。その点だけ、男性、女性の違いがございますけども、その他、職員に対して不利益、内容の改正とはなっておりませんので、よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより、議案第 60 号を採決いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 60 号は、原案のとおり可決されました

議案第 61 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 21、議案第 61 号「東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 61 号、東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。提案理由は、公職選挙法施行例の一部を改正する政令の施行に伴い、改正する必要があるから条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。1 枚はねていただいて、新旧対照表の 3 分の 1 ページをご覧ください。まず、4 条の改正ですけれども、第 2 号アで、選挙運動用自動車の借入れ契約の場合、1 日の限度額を 1 万 5,800 円から 1 万 6,100 円に引上げをするものです。次のイでは、燃料の供給、に関する契約の場合は、選挙運動期間 1 日につき 7,560 円を 7,700 に引上げをするものです。1 枚はねていただいて 3 分の 2 ページをお願いします。第 8 条の改正は、契約に基づく選挙用ビラ 1 枚の作成単価を 7 円 51 銭から 7 円 53 銭に引上げをするものです。第 11 条の改正は、契約に基づく選挙運動用ポスターの作成について、作成単価及び作成枚数の限度を算出するための数式のうちの 525 円 6 銭を 541 円 31 銭に 31 万 500 円を 31 万 6,250 円に引上げをするものです。議案に戻っていただきまして、附則、施行期日、第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。経過措置、第 2 項、この条例による改正後の東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。説明は以上です。

議長（原田安生君）

はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、1 番」の声あり)

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

2 点お伺いいたします。今回の議案は、町議会議員選挙及び町長選挙の候補者に対する選挙運動の公費負担を増額するという議案であります。増額後の候補者 1 人当たりの公費負担額は最大いくらになるか伺います。併せて、その公費支出が全額町の負担となるのか改めてお尋ねしたいと思います。補助金交付金などの財源はないということだったと思いますけれども、地方交付税による措置があるのかという点を伺いたいと思います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい。まず 1 点目の質問でございますけれども、大体 1 人当たりの概算でよろしいでしょうか。そうしますと、町長選に出られる方は、約ですけれども 73 万円。議会議員に出られる方は約 70 万円が上限になるかと思えます。ちょっと細かく算定すると金額は上下するかと思えますけれども概算などこれぐらいになるかと思えます。それとあとは補助とか、交付税の措置があるかという御質問でありますけれども、令和 3 年度は一応特別交付税措置、町が負担する経費の 2 分の 1 が基礎数値となって、それに基づいて特別交付税が調整されるわけなんですけれども、ちょっとまだ令和 4 年度以降につきましては、まだ動きがありませんので、今後また動きがあればと思えますけれども、現在のところ 3 年度については、ありましたけれども 4 年度については、まだありません。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 61 号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 61 号は、原案のとおり可決されました

―― 議案第 62 号 ・ 第 63 号 ―――

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 22、議案第 62 号「東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、日程第 23、議案第 63 号「東栄町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の 2 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたい

と思いますが、これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

よって、第 62 号と第 63 号の 2 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」)

はい、総務課長。

総務課長 (伊藤太君)

議案第 62 号、東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について。1 枚はねていただきまして、提案理由は、暮らしの利便性向上に資することを目的に、令和 4 年 11 月 1 日から町営バスの運行形態等を変更するため、改正する必要があるから、条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。新旧対照表 2 分の 1 ページをご覧ください。まず 5 条の改正ですけれども、運行路線を東栄まちなか線、東栄設楽線、豊根東栄線とし、このことによりまして 5 路線から 3 路線へ変更をいたします。次に 9 条の改正ですけれども、使用料、運賃ですけれども、これを一律 100 円から 200 円に改正します。それとともに、1 日乗車券の規定を加えております。1 枚はねていただいて 2 分の 2 ページをお願いします。こちらは、定期券の換算の表及び 1 日乗車券の表を加えております。議案に戻っていただきまして、議案の 2 分の 2 ページをお願いします。附則、施行期日、第 1 項、この条例は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。第 2 項、経過措置、この条例による改正後の東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例。第 9 条の規定は、施行日の日以後の発行に係る定期券の額について適用し、この条例の施行の日前の発行に係る定期券の額については、なお従前の例による。

続きまして、議案第 63 号、東栄町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について。提案理由は、暮らしの利便性向上に資することを目的に、令和 4 年 11 月 1 日から予約バスの運行形態等を変更するため改正する必要があるから、条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。1 枚はねていただいて、新旧対照表をご覧ください。第 7 条を改正いたしますけれども使用料、運賃を一律 200 円に改正するとともに、1 日乗車券の規定を加えております。議案に戻っていただいて、附則、この条例は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。以上です。

議長 (原田安生君)

はい、各議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに議案第 62 号の質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、63 号の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、2 案件の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

午後から会計管理者が公務のため欠席の届けが出ておりますので受理をしました。次に、日程第24、議案第64号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第5号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。議案第64号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第5号について。続いて2ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ7,917万7,000円を増額し、予算総額を43億9,723万4,000円とするものです。第2条の地方債の補正につきましては、6ページの地方債補正において3,587万4,000円を減額変更するものです。それでは予算説明書により説明をさせていただきます。歳出からお願いいたします。最初に全般的なことですが、人件費につきましては人事異動及び昨年の人事院勧告による期末手当の改正等によるもので、一般会計総額で2,681万5,000円の減額となります。特別会計を合わせると2,447万3,000円の減額となります。人件費の個々の説明については省略をさせていただきます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての地方創臨時交付金事業とそれ以外の補正でありますので、それぞれ分けて説明をさせていただきます。最初に臨時交付金関係の補正をお願いいたします。18ページをお開きください。3款2項1目児童福祉費、17款機械器具費は、子育て支援センターの感染防止対策用備品として本除菌機能庫、クッションマップ、キーボード、机及び消毒噴霧器を購入するものです。2目保育園費、17節機械器具費は、保育園の感染防止対策用備品として、消毒噴霧器、血中酸素濃度測定器、抗菌シート等を購入するものです。32ページ、8款1項5目防災諸費、17節避難場用資機材等購入費は、避難所等で使用できる簡易トイレとそれに付随するバッテリー及び消耗品を購入するものです。34ページ、9款2項1目学校管理費、17節学校備品購入費は、小学校の感染防止対策用備品として大型空気清浄機を購入するものです。18節小学校、修学旅行補助金は、コロナ対策のために、電車利用をバス利用に切り替えることによる保護者負担金の増額分を補助するものです。3項1目学校管理費、17節学校備品購入費は、中学校の感染防止対策用備品として検温器、可動式ミスト等を購入するものです。36ページ、5項4目生涯学習推進事業費、17節機械器具費は、文化祭等における新型コロナ感染対策としてパネルを購入するものです。戻っていただきまして8ページ、歳入の20款5項1目雑入の小中学校給食費は、9月からの7か月分の給食費について無償とするものです。次に、その他について説明をさせていただきます。10ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、13節アクセス回線使用料は、本庁舎から分庁舎へのインターネット回線に係る使用料です。DNSサーバー使用料は、メールのドメインを管理するものですが、現在は無料で運営してきましたが、今後新たなサー

ビスに切り替えるために使用料が発生するため追加するものです。12 ページ、11 目町営バス運営対策費は、町営バスのDX化推進事業に対して、県の元氣な愛知の市町村づくり補助金が交付されることになったことによる財源更正です。16 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉費、22 節前年度障害者自立支援給付費負担金等返還金は、3 年度事業に係る精算により返還するものです。4 目老人福祉費、18 節老人憩いの家百寿荘維持補修事業補助金は、屋根の塗り替えに対するものです。8 目食生活支援センター施設費、10 節修繕費と 14 節屋根修繕工事は、食生活支援センターの雨漏りについては、当初トップライト周辺の修繕により対応できるものとしていましたが、再度調査をしたところ、雨漏りの原因が広範囲にわたっていることが判明したため、修繕費を減額し改めて工事請負費として追加するものです。18 ページ、2 項 2 目保育園費の会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料及び費用弁償並びに保育士委託料は、昨年度末に保育士 2 名が退職したことに伴い、会計年度任用職員で対応したことにより追加するものです。20 ページ、3 項 4 目、包括的支援事業費、12 節地域包括支援センター運営委託料は、この事業を国民健康保険特別会計で実施するため移行するものです。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の 7 節出演料、10 節消耗品及び印刷製本費、11 節郵便料は、東栄診療所、東栄保健福祉センター竣工式に係る経費です。27 節は、東栄診療所及び国民健康保険特別会計の補正により追加するものです。2 目予防費、7 節健康増進事業報償金と 12 節健康増進事業委託料は、この事業を国民健康保険特別会計で維持するために移行するものです。22 ページ、4 目環境衛生費の 28 節は、簡易水道特別会計の補正により追加するものです。2 項 4 目火葬場費 12 節火葬及び霊柩車運転業務委託料は、職員 1 名が 8 月末で退職したことに伴い追加するものです。24 ページ、5 款 1 項農業委員会費、13 節インターネット回線使用料とHDM利用料は、農業委員会で使用するタブレットを運用するための経費で、全額県補助金が充てられます。8 目農業集落排水事業費、28 節は、農業集落排水事業特別会計の補正による増額です。26 ページ、2 項 3 目林道事業費、12 節林道測量設計等委託料は、林道下モ山線の路肩崩壊か所についての詳細測量及び設計を行うものです。14 節林道維持工事費は、林道小田沢登線の排水施設の改修を行うものです。5 目森林環境費、12 節森づくり基本計画策定業務委託料は、請負残による減額です。森林と地番図作成業務委託料は、今年度実施する筆数を追加するものです。林業研修会業務委託料は、森林環境譲与税を活用して導入した各種ツールを有効に活用できるよう森林組合ほか、林業事業体及び町職員に対して研修を実施するものです。林道作業道路網危険地判読業務委託料は、航空レーザー測量によって得た地図データに既存の林道作業道の路網を表示できるようにするものです。18 節間伐材搬出等補助金及び危険木伐採事業補助金は、実績見込みにより追加するものです。28 ページ、6 款 1 項 3 目観光費、12 節地域素材周遊促進準備事業委託料は、ポタリングを軸とした事業を展開する中でスタジオジブリの世界観に近いスポットの発掘やそれを収容するポタリングコース等の調査、デジタルスタンプラリー等の調査等を県の観光施設等補助金を受けて実施するものです。14 節観光案内版撤去工事は、三輪地内にある祭り街道の看板の基礎を撤去するものです。30 ページ、7 款 2 項 2 目道路橋梁維持費、14 節橋梁維持工事は、今年度実施予定の共栄橋と高脚の補修工事について、実施設計の結果、工事費を追加するものです。3 目道路新設

改良費、11 節町道路線整備予備設計業務委託料は、町道本郷下川農免線と町道岡本大森線を連絡する道路についての路線整備の予備設計を行うものです。5 目急傾斜地対策事業費の 18 節は、本年度実施される御園坂場地区と三輪山の上田地区に係る事業費負担金です。32 ページ、4 項 1 目公共下水道費、28 節は、公共下水道事業特別会計の補正により増額するものです。8 款 1 項 3 目消防施設費、10 節修繕料は、消火栓修繕分を追加するものです。9 款 1 項 1 目教育委員会費、17 節機械器具費は、教育委員会が管理するマイクロバスカーナビゲーションとバックモニターを設置するものです。36 ページ、5 項 1 目社会教育総務費、14 節手数料は、20 歳を祝う会の看板作成にかかるものです。2 目文化財費、8 節費用弁償と 10 節修繕料は、月三井と古戸の塞の神を移転するものです。6 項 5 目体育施設費、10 節修繕料は、実績見込みにより追加するものです。38 ページ、12 款 6 項 1 目東栄町森づくり基金への積立金は、本年度の森林環境譲与税に係る分を全額取りやめ、昨年度の精算に係るものを追加したことにより減額する。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。2 款 3 項 1 目森林環境譲与税は、本年度交付見込額が決まりましたので、増額するものです。10 款 1 項 1 目地方交付税の普通交付税は、今回の補正の財源調整により増額するものです。12 款 1 項 1 目民生費負担金の地域支援事業負担金は、地域包括支援センター運営委託料に係るものとして、東三河広域連合が負担するものについて、事業を国民健康保険特別会計に移行したことにより減額するものです。14 款 2 項国庫補助金の地方創生臨時交付金は、歳出で説明した事業に充てられるものです。6 ページ、15 款 1 項 1 目民生費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金は、6 月補正で予算計上した東栄町に在住する子が町外の認可外保育施設を利用する際に施設利用費を町が負担する事業に係るもので、2 分の 1 が交付されます。2 項 1 目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、町営バスの D X 化推進事業に充てられるものです。3 目衛生費県補助金の健康増進施設費補助金は、事業を国民健康保険特別会計に移行したことにより減額するものです。4 目農林水産事業費県補助金の農地利用最適化交付金は、農業委員会で使用するタブレットのインターネット利用等に充てられるものです。5 目商工費県補助金の観光施設費等補助金は、地域素材周遊促進準備事業に充てられるものです。19 款繰越金は、決算による額が確定したことにより追加するものです。20 款 4 項 1 目衛生費受託事業収入及び 8 ページ、5 項 1 目健康診査等個人負担金は、事業を国民健康保険特別会計に移行したことにより減額するものです。21 款 1 項 1 目臨時財政対策債は、本年度の額も確定したことにより減額するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに、歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で歳出の質疑を終わります。次に歳入全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で、議案第 64 号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に、日程第25、議案第65号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、福祉課長」）

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

それでは、補正予算書の7ページをお願いいたします。議案第65号、令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について。8ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,885万8,000円を追加し、予算総額を6億9,410万8,000円とするものです。それでは、補正予算説明書で説明いたします。まず歳出から説明します。補正予算説明書の48ページをお願いします。1款1項1目一般管理費16万5,000円。これにつきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児の保険料均等割額の軽減措置に伴うシステム改修が必要になったため補正するものです。5款3項2目施設管理費419万6,000円。これにつきましては、東栄保健福祉センターで使用するコピー料金、水道料や電気料などの光熱水費、各種設備の保守点検やコピー機のリース費用などが、必要なため補正するものです。5款3項3目保健事業費2,222万1,000円。これにつきましては、保健福祉センターの新設に伴い住民健診などを行う健康増進事業を国民健康保険特別会計から支出するために振り替えるものです。5款3項4目介護支援事業費1,227万6,000円。これにつきましては、保健福祉センターの新設に伴い地域包括支援センター運営委託料を国民健康保険特別会計から支出するために組み替えるものです。44ページをお願いします。次に歳入となります。3款1項1目保険給付費等交付金16万5,000円。こちらにつきましては、システム改修費や国民健康保険特別調整交付金16万5,000円により設置されることを見込むものです。3款1項2目保健事業費補助金76万6,000円。これにつきましては、健康増進事業の組替えによるものです。5款1項1目一般会計繰入金2,191万9,000円。これにつきましては、保健福祉センターで使用する各種利用料などを支出するため及び健康増進事業等を実施するための一般会計負担分です。7款3項2目保健事業受託事業収入325万5,000円。これにつきましては、健康増進事業を実施するための後期高齢者医療広域連合の受託事業による収入です。7款4項5目雑入47万7,000円。これにつきましては、健康増進事業に伴う個人負担分です。46ページをお願いします。9款1項1目保健事業費負担金1,227万6,000円。これにつきましては、地域包括支援センター運営委託に係る介護支援事業費の負担金です。国民健康保険特別会計補正予算については、以上です。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はご

ございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

はい、1番。

1番(浅尾もと子君)

詳しくは委員会で伺いますが、1点だけさっきの一般会計と同じなんですけれども、保健福祉センターでの健康増進事業について、一般会計から国民健康保険特別会計に移すという議案がこれ出てるんですけれども、いつから特別会計に移すのかということ伺いたいんですが、今年の4月に遡ってということになりますでしょうか。

(「議長、福祉課長」の声あり)

議長(原田安生君)

福祉課長。

福祉課長(亀山和正君)

ただいまの質問ですが、会計につきましては11月1日からという形で切替えをしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(「議長、副町長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、副町長。

副町長(伊藤克明君)

はい、こちらにつきましては、4月に遡って国民健康保険の会計の方で処理するようにするという事です。

議長(原田安生君)

よろしいですか。

はい、その他ございますか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第65号の質疑を打ち切ります。

—— 議案第66号～第68号 ——

議長(原田安生君)

ここでお諮りいたします。日程第26、議案第66号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第3号について」、日程第27、議案第67号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について」、日程第28、議案第68号「令和4年度東栄町農業集落排

水事業特別会計補正予算第2号について」の3案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号から68号までの3案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、建設課長」の声あり)

はい、建設課長。

建設課長(原田経美君)

はい、それでは失礼します。最初に簡易水道特別会計の説明をします。補正予算書の11ページをご覧ください。議案第66号、令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第3号について。次ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,476万6,000円を追加し、予算総額を3億7,098万4,000円とするものです。それでは補正予算説明書で説明します。まず歳出から説明します。58ページをお願いします。1款1項1目一般管理費50万6,000円の減額につきましては人事異動に伴うものです。2款1項1目水道管理費1,527万2,000円の増額につきましては、月地区において漏水している配水管を布設替えるものです。また、西菌目地区においては、未普及地区解消のため配水管を布設するものです。4款1項1目予備費につきましては、繰越金を繰入金に財源更正するものです。次に、歳入について説明します。56ページをお願いします。1款1項1目負担金70万円の増額につきましては、未普及地区解消工事における負担金として増額するものです。先に、6款1項1目ですけれども、繰越金200万円の減額につきましては、繰越金が生じないことが確定したためです。5款1項1目一般会計繰入金1,606万6,000円の増額につきましては、歳出の補正に伴い繰越金と調整して増額するものです。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計を説明します。補正予算書の15ページをご覧ください。議案第67号、令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について。次ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ56万8,000円を追加し、予算総額を2億1,990万7,000円とするものです。それでは補正予算書で説明します。まず、歳出から説明します。68ページをお願いします。1款1項1目下水道維持管理費56万8,000円の増額につきましては、人件費の率の改正によるものです。維持管理工事費は、公共枅設置工事を全額執行したため、今後に向けて追加するものです。3款1項1目は財源更正をするものです。次に歳入について説明します。66ページをお願いします。先に5款1項1目繰越金200万円の減額につきましては、繰越金が生じないことが確定したためです。4款1項1目一般会計繰入金256万8,000円の増額につきましては、歳出の補正に伴い繰越金と調整して増額するものです。以上で、公共下水道事業特別会計の説明を終わります。続きまして農業集落排水事業特別会計を説明します。補正予算書の19ページをご覧ください。議案第68号令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について。2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ6万9,000円を減額し、予算総

額を3,254万7,000円とするものです。それでは補正予算書で説明します。まず歳出から説明します。76ページをお願いします。1款1項1目農業集落排水維持管理費6万9,000円の減額につきましては、人件費の率の改正によるものです。次に、歳入について説明します。74ページをお願いします。先に4款1項1目繰越金20万円の減額につきましては、繰越金が生じないことが確定したためです。3款1項1目一般会計繰入金13万1,000円の増額につきましては、歳出の補正に伴い繰越金と調整して増額するものです。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

各議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに議案第66号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。

次に、議案第67号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。

次に、議案第68号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、3案件の質疑を打ち切ります。

―― 議案第69号 ――

議長（原田安生君）

次に、日程第29、議案第69号「令和4年度東栄診療場特別会計補正予算第3号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

補正予算書の23ページをお願いします。議案第69号、令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第3号について。24ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ265万9,000円を追加し、予算総額を8億5,505万9,000円とするものです。それでは予算説明書の歳出から主なものを説明させていただきます。84ページをご覧ください。1款1項1目1節の会計年度任用職員報酬と2節会計年度任用職員給料及び3節会計年度任用職員期末手当につきましては、会計年度任用職員1名の勤務形態がフルタイムからパートタイムに変更となったことによる増減でございます。3節宿日直手当は、医療センターの閉鎖時期が当初予定の8月末から10月末に延期された期間の手当の増となります。12節医師派遣託料は、僻地医療支援機構を通じての医師派遣費用の増と豊根村からの派遣医師

の勤務が診療等において半日の予定が午後までかかってしまうといったことも多くあり、そうしたことで、費用も増となることから今回増額補正させていただくものでございます。次に歳入を説明させていただきます。82 ページをご覧ください。今回の財源につきましては、一般会計繰入金を上げさせていただきます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、議案第 69 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 70 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 30、議案第 70 号「東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

議案第 70 号、東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案の提出について。東栄町議会決算特別委員会設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。令和 4 年 9 月 6 日提出。提出者、町議会議員 伊藤芳孝。賛成者、東栄町議会議員 伊藤紋次、山本典式。地方自治法第 109 条により特別委員会を設置し、同法第 98 条第 1 項に関わる事項を当委員会に付託するものとする。記、名称、東栄町議会決算特別委員会。設置の根拠、地方自治法第 109 条及び東栄町議会委員会条例第 4 条による。目的、東栄町一般会計決算及び東栄町各特別会計決算の審査を行う。委員の定数、7 名。以上でございます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 70 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

――― 選挙第 1 号 ―――

議長（原田安生君）

次に、日程第 31、選挙第 1 号「北設広域事務組合議会議員の選挙について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

選挙第 1 号、北設広域事務組合議会議員の選挙について。北設広域事務組合同規約第 5 条第 3 項の規定により、組合議会議員の選出を求める。選出理由、北設広域事務組合、議会議員任期満了による。任期、令和 4 年 9 月 19 日から令和 8 年 9 月 18 日まで。以上です。

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番異議ですか。

（「異議です」の声あり）

はい、どうぞ。

1 番（浅尾もと子君）

選挙でありますので、指名推選ではなく選挙を行うべきだと思います。私はぜひ立候補したいと考えております。

議長（原田安生君）

異議がありましたので、1 回休憩させていただきます。暫時休憩とさせていただきます。

（「議長、6 番」の声あり）

休憩を取りやめて発言を許します。6 番。

6 番（森田昭夫君）

選挙っていうのはどういう意味だかわかってますかね。選挙っていうのは、選ぶということですよね。誰をどういうふうにする。確かに立候補する人がいるっていうんなら、それはそれで仕方ないと思うんですが、この場合、北設事務組合の議員を決めるわけですよ。決めるについて、どういう人がふさわしいかということ。まず候補者。議員になる候補者っていうのは、これ一般の人だっていわけだよ。今まで従前の例だと、いわゆる執行権のある執行部の代表者、議決権のある議会の代表者が推薦で決めてきたわけだよ。議

員の選挙ってのはそういうことで誰を選ぶかということです。この場合はここの北設組合の場合は、候補者の規定はないはずですから、一般の方でも立候補をすれば当然、議員の資格はあるわけですので、もしこれ選挙で1番議員がどのような選挙を考えているかわからないんですが、そういうことであるなら、一般の人たちに、こういう選挙もありますから立候補する意思はありますかということを聞かなきゃいけない。しかも規定はないから町民には限ってないんですよ。だから選挙ってのはそういうことで、あまりにも広がってしまうから、だから従前の例のようにお互いに申合せのように、組合をつくってわけですから、執行権も議決権も何もない人たちが出てって、議員として出ていっても言ってみれば話が進みませんよね。ですから、議決権のある議会の代表者と執行権のある執行部の代表者がそうやって出ていくのが順当の方法であって、選挙すべきだと立候補するなんていうんだったら、言ってみれば立候補したって悪くはないですから、いけますけども、いわゆる選挙で決める方法としては挙手で決めていただきたいなど。できるだけ速やかに簡単に決めていくべきだと。しかも候補者ごとに例えばどういう人がふさわしいのかを、まず候補者として私が思うには郡代表として議員として候補者とするのは、いわゆる執行権のある執行側の執行部の代表者1名、ここには2名ですので、それから議決権のある代表者1名をそれぞれ挙手でもって、候補者を決めるべきだと私は思いますので、その辺しっかり検討いただきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、ただいま6番からも意見をいただきました。ちょっと考えますので、暫時休憩とさせていただきます。

議長（原田安生君）

長時間にわたり休憩すいませんでした。ここで訂正の申し出がありますので、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

すいません。今の組合の議会議員の選挙の関係ですけれども規約の引用が誤っておりました。規約第5条第2項の規定によるで、第3項を第2項に訂正お願いしたいと思います。

議長（原田安生君）

はい。訂正がありました。それでは、ただいまの北設広域事務組合の議会議員の選挙についてということでしたが、1人異議がありましたので指名推選ではできないということですので、ここで候補者あれば、よろしくお願ひしたいと思います。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

従前どおり候補者といえば先ほど言いましたように、くどいようですが北設楽郡の組合

ですので、それぞれの所属する自治体のやっぱり執行権のある執行部側の代表として町長。そして、議決権のある議会の代表として議長。これが候補者になるべきだと思います。特に規定としては一般の方だって出来ないことはないかもしれませんが、それは議決権や執行権のない方が議員となって出ていったところでやっぱり議論になっていきません。前に進みませんので、くどいようですが議決権と執行権のある、それぞれの代表者を推薦します。

議長（原田安生君）

はい、今推薦がありました。町長と私が今まで恒例でそういうことになっておりましたので、引き続きできればと思いますので、今、手を挙げた1番浅尾さんと議会では私、執行部の方では町長ということで、候補者3人でございますので、選挙といっても、ここで決める選任するという意味では、挙手でもできると思いますので、私の判断で挙手により、これから選ばさせていただきます。挙手は1人1回ということでお願いをいたします。それでは、まず執行側の村上町長に賛成の方は挙手をお願いします。1人1回、はい、ありがとうございます。次に、議会側で私、議長原田と思う方は挙手をお願いします。1人1回なんです。私もその辺をいろいろ考えたんですが、1人1回手を挙げるということで、1人1票。1人1票でございますので、よろしくをお願いします。はい、村上孝次君をお選びになる方挙手をお願いします。どうぞ。はい3名です。ありがとうございました。次に、議長の原田に賛成の方は。3人ですね。それでは1番の浅尾もと子さん。はい、1ですね。これで決定をいたしました。それでは北設広域事務組合の議会議員に町長村上孝治君、議長原田安生が当選いたしましたので会議規則31条の第2項の規定による当選の告知をします。定例会終了後、事務局から氏名等が入った選挙第1号の資料を配付させますので、よろしくをお願いします。以上で、選挙第1号を終結しました。

----- 報告第10号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第32、報告第10号「令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

報告第10号、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について。1枚めくっていただき、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告の表をご覧ください。まず、1番目の財政健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、無いのでハイフンとさせていただきます。実質公債費比率は8.7%で、昨年度9.1%と比較し0.4%を下がっております。2番目の資金不足比率です

けども、こちらは簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水事業特別会計の資金不足率です。簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計につきましては、一般会計からの繰入金を過少計上したため、資金不足となっており 18.1%、6.9%と、それぞれ資金不足率が出ております。説明は以上です。

議長（原田安生君）

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切り、報告第 10 号を終わります。

議長（原田安生君）

次に、日程第 33、報告第 11 号「令和 3 年度東栄町一般会計継続費精算報告書について」を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

―― 報告第 11 号 ―――

総務課長（伊藤太君）

報告第 11 号、令和 3 年度東栄町一般会計継続費精算報告書について。1 枚めくっていただき報告書をご覧ください。4 款 1 項保健衛生費、事業名、医療センター保健福祉センター設計等委託業務。全体計画、実績の順に説明いたします。全体計画では、令和元年度、2 年度、3 年度の 3 か年の総額が 7,941 万 4,000 円。実績は 3 か年で 7,050 万 4,780 円となりました。財源につきましては、全て一般財源です。説明は以上です。

議長（原田安生君）

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切り、報告第 10 号を終わります。

以上で本日上程されました案件の審議が、日程どおり全て終了しました。本日上程されました案件のうち議了の案件を除く 21 案件につきましては、決算特別委員会及び所管の常任委員会に付託したいと思います。ただいまから事務局に付託表を配付させますので、お願いいたします。

（付託表を配付）

お諮りいたします。ただいま配付した議案付託表のとおり 21 案件を各委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、そのとおり付託することに決定しましたので、よろしく御審議をお願いします。会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決をいただいたとおりでございますので、それぞれ御出席をお願い申し上げます。

—— 散 会 ——

議長（原田安生君）

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会といたします。